

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第692号）

2023年12月12日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、北京市のサービス業対外開放の更なる拡大に向けた活動方を公表

国務院は2023年11月23日、北京市の「国家サービス業開放拡大総合示範区」で、サービス業の更なる対外開放を進める活動方となる『北京の国家サービス業開放拡大総合示範区の建設強化を支持する作業方案』を承認、公表しました。同方案は、重点サービス業の開放拡大や新業態のルール整備、貿易・投資制度の最適化など6項目23措置を示しました。これらの内容は金融や知的財産権の保護、デジタルエコノミー、バイオ医薬品、グリーンファイナンスなど多岐にわたっています。この制度の趣旨は、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、デジタル貿易協定 DEPA などの国際ルールに照準を合わせた制度整備ということになります。

■ 直近の重要政策

地方政策

- ✓ 『北京市の新型エネルギー貯蔵産業の発展支援に向けた若干政策措置』の公表に関する北京市経済情報化委員会の通知
（北京市政府、11/23）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国務院、北京市のサービス業対外開放の更なる拡大に向けた活動案を公表

国務院は 2023 年 11 月 23 日、北京市の「国家サービス業開放拡大総合示範区」でサービス業の更なる対外開放を進める活動案となる『北京の国家サービス業開放拡大総合示範区の建設強化を支持する作業案』¹（以下、作業案）を承認、公表しました。作業案は 20 年 9 月公表の『北京市における新たなサービス業の開放拡大総合試行、国家サービス業の開放拡大総合示範区の建設作業案』²のバージョン 2 となります。

作業案は、重点サービス業の開放拡大や新業態のルール整備、貿易・投資制度の最適化など 6 項目 23 措置を示しました。これらの内容は金融や知的財産権の保護、デジタルエコノミー、バイオ医薬品、グリーンファイナンスなど多岐にわたっています。この制度の趣旨は、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、デジタル貿易協定 DEPA などの国際ルールに照準を合わせた制度整備ということになります。

医療分野については、医療機関による幹細胞などの臨床試験の実施、幹細胞と遺伝子分野の研究開発の国際協力を支持するとしました。金融分野では、外資企業の再投資に対する外貨登記手続きの不要、QDLP（適格国内有限責任組合）と QFLP（適格海外有限責任組合）の外貨登記手続きの簡素化を検討することにも言及しました。

また、作業案は、国務院が今年 6 月と 8 月に公表した『条件を満たす自由貿易試験区及び自由貿易港における国際的な基準に合わせた制度上の開放の推進に関する若干措置』³、『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』⁴などに関する内容を盛り込んだ部分もあります。

現在、国家サービス業の開放拡大総合示範区は海南省と 10 都市（4 直轄市を含む）⁵に設置されています。作業案の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。なお、北京に特化した措置は、下線を引いております。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6916720.htm

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 520 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0572-XF-0105.pdf>

³ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 668 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0721-XF-0105.pdf>

⁴ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 677 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0730-XF-0105.pdf>

⁵ 国務院は 20 年 9 月に北京市、21 年 4 月に上海市、海南省、天津市、重慶市、22 年 12 月に瀋陽市（遼寧省）、南京市（江蘇省）、杭州市（浙江省）、武漢市（湖北省）、広州市（広東省）、成都市（四川省）6 都市においてサービス業の開放拡大総合試行を展開することを承認した。

【図表 1】作業方案の主な内容

項目	主な内容	条目
①重点サービス業の開放拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家新型インターネットエクスチェンジセンターの整備を検討する。 ➢ 北京で情報サービス業務（アプリ関連業務に限定、電子出版業務を含まず）、インターネット接続業務（顧客向け ISP 業務に限定）などの付加価値電信業務における外資出資比率の制限を撤廃する⁶。 ➢ 付加価値電信業務の更なる開放拡大を検討する。 	第 1 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>条件を満たす外国籍及び香港・マカオ・台湾⁷の医師が、北京に診療所を開設することを支持する。幹細胞と遺伝子分野の研究開発企業に勤務する外国籍及び香港・マカオ・台湾の従業員に対するストックオプション制度の導入を模索する。</u> ➢ 条件を満たす医療機関による幹細胞などの臨床試験の実施、幹細胞と遺伝子分野の研究開発の国際協力を支持する。 ➢ 北京に設立登記した企業が中国本土で販売許可を取得した新薬・新医療機器（大型医療機器を除く）については、指定医療機関による臨床の需要に基づいた迅速な導入が可能である。臨床で緊急輸入が必要な医薬品・医療機器の審査承認の迅速化に向けた制度の確立を支持する。 ➢ リハビリ器具の研究開発と利用の対外協力、新薬の海外進出を支援する。 	第 2 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海外金融機関及びその投資家、越境金融サービス提供者から提出された金融事業関連の申請のうち、完全な要件を備え、法的形式に準拠しているものについては、金融管理部門が受領後 120 日以内に決定を下し、遅滞なく申請者に知らせる。予定通り決定できない場合には、直ちに申請者に通知し、合理的な期間内に決定するよう努めなければならない。 ➢ ベンチャー投資や未公開株投資会社と各種金融機関の連携を通じ、投資先企業への融資サービスの提供を支援する。 	第 3 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 視聴番組サービス事業者が優秀な海外映像作品を輸入することを支持する。 ➢ 外資による公演会場、娯楽施設、ネットカフェへの投資・設立に対する審査承認権限を区級政府に移譲する。 ➢ 外資による営利目的の職業訓練施設の独資設立を支援する。 	第 4 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>海外の有資格者個人が証券・先物投資のコンサルティング業務を手がけることを認める。</u> 	第 5 条
②新業態のルール整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 北京における国際情報産業・デジタル貿易港の設置を支持する。 ➢ 電子署名、電子証明書と電子契約の越境相互承認メカニズムの試験導入を推進する。 ➢ <u>北京によるデジタルエコノミーや AI（人工知能）分野の標準・ルールの策定参加を支持する。</u> ➢ <u>北京が DEPA 締約国とデジタル ID、デジタル・インクルージョン、サイバーセキュリティ、フィンテック、物流などの方面で協力し交流を強化することを支持する。</u> 	第 6 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ データ越境移転の安全性確保と、データ移転の円滑化が両立できるメカニズムの構築を模索する。 ➢ 多国籍企業向けデータ移転サービス窓口の設置を支持し、適法なグループ内のデータ越境移転を実現する。 ➢ <u>自動運転、生物遺伝子などの業界のデータ分類指南と重要データ目録の策定を検討する。重点分野の企業のデータ越境移転需要に基づき、重要データの認定基準を明確にする。自動運転やデータ取引などに焦点を当て、業務規制のサンドボックス制度を導入し、イノベーション活動を実施しやすくする。</u> 	第 7 条

⁶ 国務院が今年 8 月に公表した『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』の方針を着実に実行したもの。

⁷ 香港特別行政区とマカオ特別行政区、台湾省を指す。

【図表1】作業方案の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
②新業態の ルール整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>金融機関による北京証券取引所と新三板（店頭市場）上場の中小企業への支援を奨励する。北京証取上場企業に対する融資の担保設定の要件を適度に緩和する。北京証取の対外開放を積極的に推進し、ETFの導入を検討する。</u> ➢ <u>税金や公共料金の支払いにデジタル人民元の応用を模索する。</u> ➢ <u>ベンチャー投資や未公開株投資会社による商流ファイナンス事業を投資対象としたファンドの組成を奨励する。</u> ➢ <u>条件を満たす消費者金融会社、金融機関系ファイナンスリース会社による金融債の発行を支持する。外国投資家の投資関連すべての資金の自由な移動を認める。</u> 	第8条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>北京における国内外のグリーンファイナンス標準認証及び格付け機関の発展を後押しする。</u> ➢ <u>北京グリーン取引所が全国統一の温室効果ガス自主的排出削減取引センターを設立することを支持し、取引商品の種類を段階的に充実させる。</u> ➢ <u>信用格付け機関によるグリーンボンドの格付けサービスの提供を奨励する。条件を満たす金融機関と企業によるオフショアでのグリーンボンドの発行を支持する。</u> 	第9条
③貿易・投資 制度の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>外資参入のネガティブリストに適合しない地方規則の整理・調整を行う。国際標準に照準を合わせたサービス業国家標準を策定する。</u> ➢ <u>サービス貿易代理、海外企業の自主申告納税などの新モデルを模索し、サービス貿易の越境資金決済の利便性を向上させる。</u> 	第10条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>輸入される一般化粧品は、人の健康上または安全上の懸念がある場合を除き、色の濃淡、もしくは香りが異なるだけの場合、再試験または再評価の実施が不要である。</u> ➢ <u>国際貿易の単一窓口を通じて主要貿易相手国と情報共有を展開し、貿易書類の電子化伝送を推進することを模索する。</u> ➢ <u>貿易業務のペーパーレス化で北京とDEPA締約国の協力展開を支持する。</u> ➢ <u>欧米諸国などとの旅客・貨物便の拡充を支持する。</u> 	第11条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>条件を満たす企業が安全性リスク評価を通過した細胞・遺伝子治療用製品と臨床に緊急必要な医薬品を代理輸入することを認める。</u> ➢ <u>北京天竺総合保税區に難病向け治療薬の確保先行区を設置することを支持し、国内で販売登録されていない関連治療薬の輸入と指定医療機関での使用を模索する。</u> ➢ <u>法令遵守状況が良好な企業が特定の両用品目の輸出入を行う場合、1回の手続きで1年以内の複数回の輸出入を認める「通用許可」を申請することを支持する。</u> 	第12条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>外資企業の再投資に対する外貨登記手続きの不要、QDLP（適格国内有限責任組合）とQFLP（適格海外有限責任組合）の外貨登記手続きの簡素化を検討する。銀行による非金融企業の外債登記業務の取り扱いを認める方向で検討する⁸。多国籍企業を対象とした人民元・外貨一本化したクロスボーダー資金集中管理（プーリング業務）の試行範囲を拡大する。</u> ➢ <u>区内企業の人民元輸入代金を直接海外で外貨転して、海外輸出事業者に支払うことを支持する。</u> ➢ <u>海外事業者の国内決済口座（人民元 NRA 口座）を通じたオフショア人民元ローンの提供と国内証券投資業務の展開の適用範囲の拡大を検討する。</u> ➢ <u>銀行が海外事業者の国内外貨口座（外貨 NRA 口座）、オフショア口座（OSA 口座）などに貿易融資（トレードファイナンス）を提供することを認める。</u> 	第13条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>北京における「一帯一路」共同実験室、「デジタルシルクロード」構想に向けた経済合作試験区の設立を支持する。</u> ➢ <u>企業の海外進出を支援し、対外投資に係る電子証明書の応用普及を進める。</u> 	第14条

⁸ 銀行による非金融企業の外債登記業務の取り扱いやQFLP関連外貨登記手続きの簡素化に関する措置は既に上海市に導入された。関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第651号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0704-XF-0105.pdf>

【図表 1】作業方案の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
④公共サービスと制度環境の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外資向けワンストップサービスシステムを構築し、重点分野の投資ガイドラインの制定を検討する。 ▶ より多くの EC プラットフォーマーが特許権評価報告書を便利に利用できるよう促進する。 	第 15 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科学技術分野の国際標準化団体と産業連盟の設立を支持する。 ▶ 新薬発明特許に対する秘密保持審査の迅速化制度を導入する。 ▶ 銀行、保険会社、保証会社、専門サービス事業者が共同で参加する知的財産権評価メカニズムを構築する。知的財産権を担保とした融資手段の最適化を模索する。 ▶ 市販ソフトウェア（重要情報インフラ用のソフトウェアを含まず）及び当該ソフトウェアを利用した製品を輸入、販売または使用する場合、関係部門及びその職員は企業、個人所有の関連ソフトウェアのソースコードを譲渡または取得することを条件として要請してはならない。 	第 16 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 北京における外資企業が海外社員を北京に派遣する場合は、家族同伴の入境、在留期間を同社員と同様に扱う。 ▶ 北京に拠点を設立することを計画する外国企業の幹部が入境する場合は、2 年間の滞在を認めるビザ、居留許可を発行する。これは家族同伴にも適用する⁹。 ▶ 外国人の就労許可、就労類居留許可関連手続きを 1 つの窓口で対応できるように普及させる。 ▶ 北京において国際人材協力組織の設立を進める。外国籍人材の賃金の海外送金業務の最適化を行う。 	第 17 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公正で透明な政府調達に係るビジネス環境を創出する。需要調査または事前の設計コンサルティングを通じて、詳細な規格と具体的な要求を確定でき、サプライヤーと交渉する必要がない政府調達プロジェクトは、入札方式で調達しなければならない。中小企業が政府調達に参加しやすくする。 	第 18 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 域外法の調査プラットフォームを整備し、渉外紛争に係る法律の適用規則とガイドラインを明確にする。 ▶ 北京における国内外の商事仲裁機関、商事調停機関などの発展を支持する。 	第 19 条
⑤権益保護制度の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 臨時仲裁廷の渉外紛争仲裁規則の制定を模索する。 ▶ 外国籍及び香港・マカオ・台湾の調停員が渉外紛争の解決に参加することを奨励する。 	第 20 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 分級・分類のデータ知的財産権保護モデルの確立を模索する。 ▶ 標準必須特許に係る国際知的財産権規則の研究と整備を積極的に推進する。 ▶ 知的財産権情報の国際交流に積極的に参加し、国家知的財産権保護情報プラットフォームとのデータ共有、業務協働を実現する。 ▶ 海外知的財産権に係る重大事件の迅速対応と紛争情報の通報・分析メカニズムを完備し、知的財産権のリスク検知と紛争対応指導サービスを強化する。 	第 21 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外商投資安全性審査、輸出規制、インターネット安全性審査、輸入文化製品の内容審査、独占禁止関連審査などの管理措置を着実に実行する。 ▶ 北京市政府が法令規則に基づき、関連分野の公共データと部門管理データを収集することを支持し、外商投資情報共有メカニズムの構築を模索する。 	第 22 条
⑥リスク防止システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融分野の管理情報の共有、法執行とクロスボーダーリスクの対処をめぐる協力を推進する。 ▶ バイオセキュリティリスクを防止し、人類遺伝資源と生物資源の共同保護に注力する。人類遺伝資源と生物資源の採集、保存、利用、対外提供などに対する監督管理を強化する。 ▶ 医薬品と医療機器の全過程トレーサビリティシステムの整備を行う。 ▶ 健全なデータ安全性のリスク評価、報告、情報共有、監視・検知、緊急対策メカニズムを確立する。 	第 23 条

（作業方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁹ 国務院が今年 6 月に公表した『条件を満たす自由貿易試験区及び自由貿易港における国際的な基準に合わせた制度上の開放の推進に関する若干措置』の内容と一致。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

地方政策

『北京市の新型エネルギー貯蔵産業の発展支援に向けた若干政策措置』の公表に関する北京市経済情報化委員会の通知

(原文: 北京市经济和信息化局关于印发《北京市关于支持新型储能产业发展的若干政策措施》的通知)

京经信发〔2023〕94号

北京市政府 2023年11月23日公表

【主要内容】

- 北京市経済情報化委員会は、当市のエネルギー貯蔵産業の発展を後押しするため、新型エネルギー貯蔵プロジェクトに対する補助金・奨励金、利子補給などの支援策を打ち出した。
- 新型エネルギー貯蔵企業が、長寿命、高安全性のリチウムイオン電池、ナトリウムイオン電池、フロー電池、CAES（圧縮空気エネルギー貯蔵）、フライホイール蓄電などの重点分野に照準を合わせ、重要技術、材料部品及び設備の研究開発と産業化に注力することを奨励する。これまでボトルネックとなった中核技術を取得した場合、関連投資額の30%を上限に、最大3,000万元の補助金を支給する。
- デジタル化、知能化に関する国際、国家及び当市の標準に達する新型エネルギー貯蔵プロジェクトの新設に対し、最大3,000万元の補助金を支給する。
- 事業ローンを組んだ重要な新型エネルギー貯蔵プロジェクトに対し、1社当たり最大3,000万元の利子補給金を支給する。実施期間は3年以下とする。
- 新型エネルギー貯蔵企業による知能化、低炭素化に向けた技術改良とアップグレードの実施を支援する。実施効果が要求を満たすプロジェクトに対し、最大3,000万元の補助金を支給する。
- サプライチェーンの強靱化活動に取り組んで、かつ条件を満たす新型エネルギー貯蔵企業に対し、投資額（実績）の5%をベースに、1社当たり最大3,000万元の奨励金を支給する。
- 製造業企業が産業園區などに新型エネルギー貯蔵施設を設置し、エネルギー利用の効率化に寄与する場合、当該企業に対し、奨励対象となる投資額の30%を上限に、最大3,000万元の奨励金を支給する。
- 新型エネルギー貯蔵企業が要求を満たす新技術と新製品の試作・小ロット生産を実施することを奨励し、関連投資額の30%を上限に、最大1,000万元の奨励金を支給する。
- 太陽光発電・蓄電と充電・点検、V2G（Vehicle to Grid）などに関する新技術の応用を支援する。この他、国際標準化活動や国際標準策定への参加、関連企業の上場支援、国際連携と人材誘致の強化などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202311/t20231127_3309864.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複製・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。